

令和3年度奥州市予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴うイベントの自粛や外出手控えにより個人消費はサービス業を中心に落ち込み、設備投資、住宅設備も含め総崩れとなっている。また、輸出はサプライチェーンの混乱の影響から減少したほか、入国制限に伴いインバウンド消費も大幅減となるなど、内外需ともに厳しい状況となっている。

こうした状況下において、政府は7月17日に「経済財政運営と改革の基本方針2020」を閣議決定した。今回の新型コロナウイルス感染症の拡大で明らかになった国としての課題に正面から向き合い、新たな日常を通じた質の高い経済社会の実現を目指すべく、それに向けた社会変革の方向性を盛り込んだものであり、特にデジタル・ガバメントの構築を推進していく姿勢が鮮明となった。

今般の感染症拡大によるわが国経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない、正に国難とも言うべき局面に直面したと言える。わが国の経済は、総じてみれば極めて厳しい状況にあり、新興国も含めた海外経済全体の減速の影響を受けやすい製造業のみならず、サービス業にも広く感染症拡大に伴う景気下押しの影響が広がり、結果として、国民生活に特に重要な雇用情勢も弱い動きとなっており、感染症の影響を受けて休業者が大幅に急増し、企業が懸命に雇用を守っている状況にある。

先行きについては、感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されるが、感染リスクがゼロにならない以上、直ちに経済や社会が元の姿に戻るというわけではなく、政府として、緊急事態宣言が発出されていた期間を底として、経済を内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくとしている。

2 本市の現状と今後の見通し

平成29年度以降の予算編成においては、普通交付税の合併算定替による段階的縮小の影響による財源不足を見込み、国・県支出金をはじめとする特定財源を確保しながら、財政調整基金の取崩しを極力抑制するよう編成してきたところである。しかし、令和2年度当初予算においては財政調整基金を約28.4億円取り崩したうえ、奥州市総合計画（以下「総合計画」という。）に基づく事業の予算化に伴い、前年度よりは幾分改善したものの、普通建設事業費の財源として地方債を約40億円発行することによって、収支の均衡を図っているのが実情である。

合併後16年目を迎える令和3年度以降においても、新型コロナウイルスの感染拡大により落ち込んだ地域経済の影響や人口減少の進展に伴い市税の伸びが見込めず、普通交付税の合併算定替の経過措置は令和2年度をもって終了することから、さらなる一般財源の減少が確実に見込まれる。一方で、施設の老朽化等に伴う普通建設事業も一定規模での実施が予定されているが、現時点では令和2年度までとされる過疎債の活用の可否は不透明で、辺地債も一定の枠の中でしか活用できず、優先的に合併特例債（普通交付税算入率70%）

を活用せざるを得ない。合併特例債の発行限度額活用後の後年度においてはさらに財政措置が乏しい起債を活用せざるを得ない見通しとなっており、公債費（地方債償還）が財政を圧迫することが想定される。

歳出に関しては、令和2年度に見直しを図った奥州市財政計画（以下「財政計画」という。）において、令和3年度の普通建設事業費を総合計画実施計画の積み上げ方式とした上で約30億円程度と見込んでいるものの、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画においては、現在の建築物を全て現状のまま維持・更新した場合の費用は、それをはるかに上回る額になるとの試算結果が出ており、今年度の見直しの内容が不透明なことからも、これらにかかる経費の圧縮と財源確保が大きな課題となっている。また、令和2年度から始まった会計年度任用職員制度による人件費の増や、医療費助成の対象拡大に伴って扶助費においても確実な増加が見込まれ、義務的経費が歳出においてますます大きな割合を占めていくものと思料される。

これらの解決に向け、令和2年度において財政健全化に向けた取組を着実に実行することを前提とした財政計画を策定したところであり、総合計画及び行政経営改革プランと整合を図りながら、高度化・多様化する行政需要に柔軟かつ迅速に対応が可能で、効果的で効率的な行政経営が行えるよう、持続可能な財政基盤の確立を図っていく必要がある。その不断の努力をもって奥州市の発展ある未来につなげていかなければならない。

3 予算編成の基本方針

令和3年度当初予算編成に当たっては、「協働のまちづくりの定着」と「行政経営改革の着実な推進」に努めることを基本的態度として、各種計画に位置づけられた事業を確実に予算に盛り込むものとする。また、経常経費の抑制や将来負担の縮減を図るため、公共施設等総合管理計画の個別施設計画の策定を見据えた類似施設の統合や事務事業の整理統合など合併によるスケールメリットを改めて追求し、安定的な財政運営の確立を目指すものとする。

このため、当初予算は、次に掲げる事項を基軸として編成することとし、職員一人ひとりが市の現状と将来見通しを十分に認識のうえ、全職員の総力をもって、その編成作業に鋭意取り組むものとする。

(1) 総合計画の推進

総合計画に掲載している事業については、行政評価における評価内容を十分に吟味し、その効果や手法等を再点検のうえ、事業費及び財源を精査し、最も効率的な手法により確実に実施すること。

(2) 協働による事業の推進

新規事業の構築や既存事業の見直しに当たっては、「協働のまちづくり」の理念に基づき、市民等の主体性を引き出し、その知恵や力を活かせる事業実施の方策を検討すること。

(3) 行政経営改革の推進

行政経営改革プランに掲載している実施項目については、計画性をもって予算要求を行い、予定年度にスムーズに実施できるよう取り組むこと。

(4) 財政健全化の推進

ア 歳入の確保

税、使用料等の可能な限りの収入確保に努めるとともに、未利用市有地の処分を進めるなど、自主財源の一層の確保に努めること。また、財政健全化重点項目の確実な履行の観点から、使用料、手数料、負担金等の見直し、施設使用に係る減免基準の統一化を図るなど、受益と負担の適正化を図ること。

イ 経常経費の縮減と歳出規模の抑制

適正な歳出規模による財政運営の実現を目指し、事務事業の減量・効率化、経費全般の縮減・節減に努めるなど、歳出規模の抑制を図ること。

ウ 選択と集中の徹底

既存の事務事業について、必要性、効果、手法の妥当性などの観点から聖域なく大胆な見直しを行い、優先度の高い施策・事業の重点化を積極的に推進するとともに、類似事業等の整理統合を進めること。新たに立ち上げる事業については、目的、費用対効果、その後にかかる維持費等の後年度負担を十分に検討した上で、予算要求を行うこと。

エ プライマリーバランスの黒字堅持

市債の新規借入を抑制し、市債残高の削減を図るため、プライマリーバランスの黒字を堅持すること。

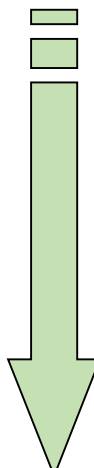
オ 企業会計等の自立性・健全性の確保

特別会計及び企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、一般会計からの繰出金等を最小限にとどめるよう、経営の一層の効率化及び健全性の確保に最大限努めること。

4 予算編成に係る見直しについて

各部課等が事業実施手法の見直し・精査に基づき主体的に予算を編成できるよう、令和2年度から引き続き部単位の『枠配分方式』により予算編成を行うこととする。令和3年度の予算要求に当たっては、総合計画実施計画の検証・見直し、関係機関との調整、交渉等への配慮から一定の期間を確保した上で予算編成に取り組むこととする。

なお、令和3年度予算編成においては、政策経費と経常経費における一般財源の融通を認める取扱いとしたことから、政策経費と経常経費を分割しそれぞれに予算要求期限を設けるのではなく、一括して予算要求を受け付けるものとする。



8月下旬	① 令和3年度当初予算に係る要求通知
9月下旬	② 総合計画実施計画ローリング提出期限（中間確認）
10月上旬	③ 総合計画実施計画ローリング中間確認に基づく各部ヒアリング（10月中旬まで）→政策経費・経常経費財源の調整
11月中旬	④ 令和3年度当初予算要求期限
	⑤ 全体調整、予算査定
12月中旬	⑥ 財務部長査定→仮内示
12月下旬	⑦ 市長査定
1月上旬	⑧ 新年度予算案確定

< 枠配分方式による予算編成の概要 >

歳入	一般財源	歳出	義務的経費 (主に経常経費)	優先的に確保
	特定財源		一般行政経費、 維持補修費等	各部等に配分
			特定財源充当分	

- 1 予算編成の基本方針に沿い、市として真に必要な事業のみを実施する。
- 2 政策経費において枠配分の対象事業とするものは、次に掲げる性質のもの以外の事業とする。(枠配分額 29億円)
 - (1) 債務負担行為を設定しているもの
 - (2) 災害復旧事業(震災関連事業を含む。)
 - (3) 法令等でその事業の遂行が義務付けられているもの(で特に人命に影響するもの)
 - (4) 基金の積立て
 - (5) 補助金・負担金などで既にその期間と支払金額が「確約」されているもの
 - (6) 国・県・広域の事業(選挙等のほか、特に実施に際し市の負担を求められるもの)
 - (7) 預託金
 - (8) 法改正に伴い緊急対応が必要とされるもの
 - (9) その他総務企画部で一件査定が必要と判断されるもの
- 3 経常経費においてシーリング額の対象事業とするものは、次に掲げる性質のもの以外の事業とする。(シーリング額 令和2年度当初予算比△1億6千万円)

※ なお、次に掲げる性質の事業は、あくまでシーリング額の各部の配分額を算定するに当たって対象外とするものであり、そのような性質の事業の縮減、抑制、廃止等を妨げる趣旨ではないこと。

 - (1) 行政事務組合負担金など恒常的に支出が必要な補助金負担金
 - (2) 施設運営管理費
 - (3) 扶助費、公債費及び人件費(特別職・一般職給与費、議員報酬)
 - (4) 国県支出金を伴うもの
 - (5) 債務負担行為を設定しているもの
 - (6) その他ほかの財政健全化重点項目の効果額を見込む経費
- 4 予算要求に当たっては、政策経費、経常経費とも各々に枠配分額、シーリング額を達成することを原則とするが、各部の事業調整によってそれにより難しい事情が生じる場合は、政策経費と経常経費の間で一般財源を融通することを可とする。